

平成30年(行ウ)第66号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一 外1名

被告 和泉市長

準備書面(1)

平成30年7月12日

大阪地方裁判所 第7民事部合議1係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 比 嘉 廉

同 橋 本 匡



第1 入札談合の要件について

- 1 入札談合は、「基本合意」とこれに基づく「個別調整」とから構成される。
基本合意は、競争入札の方法により発注される工事等につき、事業者間で、個別物件ごとに受注予定者を決定し受注予定者が落札・受注できるようにするための方法や手順等を取り決めてこれにつき合意することである。
個別調整は、個別物件ごとに、別途、基本合意に基づき、受注予定者を決定し受注予定者が落札・受注できるように調整・合意することである。
- 2 この点、原告は、入札談合に関する通報の存在、くじ落札の平均落札率(85.6%)と1者落札の平均落札率(93.5%)の違い、造園の1者落札の落札率が92%から95%に収斂していることを根拠に、入札談合が存在すると主張するが、同主張は失当である。

入札談合の存在を主張するには、「基本合意」の内容(事業者間で、個別物

件ごとに受注予定者を決定し受注予定者が落札・受注できるようにするための方法や手順等)を具体的に主張し、立証しなければならないところ、この点について、原告は、「入札予定者は概ね94%の落札率で応札する入札ルール」が存在するとの主張をするものの、受注予定者の決定方法等について何ら主張がなされていない。

原告は、「基本合意」の内容を具体的に主張し、立証されたい。

第2 落札率について

- 1 原告は、「造園の1者落札の落札率が92%から95%に収斂している」と主張するが、事実誤認である。

訴状別紙2によれば、造園の1者落札の場合であっても、一連番号9の落札率は89.3%、一連番号19の落札率は86.6%、一連番号22の落札率は91.2%、一連番号70の落札率は91.5%であり、一連番号82の落札率は89.6%であり、落札率が92%から95%に収斂しているとの事実は存在しない。

- 2 次に、原告は、落札率が約94%となっている工事案件が複数存在することを根拠に、「入札予定者は概ね94%の落札率で応札する入札ルール」が存在すると主張し、当該事実をもって入札談合が存在すると主張するが、同主張も失当である。

和泉市の造園工事では指名競争入札制度が採用されているところ、指名競争入札制のもとでは、入札参加業者は、採算が合わない案件についても、入札業者から外れないようにするため、皆が予定価格近辺の入札価格を入れ、予定価格の近辺の価格で落札されることがある。

本件においても、採算性の悪い案件について、応札者が予定価格近辺の入札価格を入れた結果、原告が指摘する落札率94%という現象が発生した可能性がある。

このように、入札談合が存在しない場合であっても、採算性の悪い案件につ

いては、原告が指摘する落札率94%という現象が発生しうるのであって、当該事実をもって、入札談合の存在を認めることはできない。

- 3 さらに、原告は、くじ落札の平均落札率(85.6%)と1者落札の平均落札率(93.5%)の違いが存在し、くじ落札の場合にのみ、和泉造園緑化共同組合に所属していない応札者が入札に参加していることを指摘して、和泉造園緑化共同組合内で入札談合が行われていると主張するが、同主張も失当である。

応札者は、通常、採算が合わない案件については、応札者は予定価格近辺の入札価格を入れ、他方で、採算性の高い案件については、最低制限価格で入札し、その後、入札した者の間でくじによる落札が行われる。

くじ落札の平均落札率(85.6%)と1者落札の平均落札率(93.5%)の違いは、採算性の高さによって発生する現象といえる。

第3 談合通報について

原告は、談合通報があることを根拠に、入札談合が存在する旨を主張するが、同主張も失当である。

原告が談合通報であると主張する資料(甲第6号証, 甲第7号証)に記載されている内容は、くじでの落札が少ない、落札率が高止まりしている等の状況を述べるにとどまっており、入札談合についての基本合意や個別調整が行われたことを示す具体的な事実が記載されていない。

このような資料のみで、入札談合の存在を認定することはできない。

以上